

令和2年3月吉日
新井信用金庫

民法改正に伴う預金規定集の改定と電子化について

令和2年4月1日より、民法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、当金庫の預金規定を下記の通り一部改定致します。

また、預金規定集は、当金庫ホームページ（ウェブサイト）に掲載・閲覧できるよう変更しましたので、令和2年3月31日をもちましてお客様への配布は終了させていただきます。

何卒、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 改定日

令和2年4月1日

2. 預金規定集の主な改定内容

- ① 預金者の成年後見人が、成年後見制度の対象となった場合も届出義務を課すよう改定します。
- ② この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるよう改定します。
- ③ 定期性預金に関して、預金者は金融機関の承諾なく期限前解約ができない旨の特約を設けるよう改定します。

※ 改定後の規定につきましては、「[各種規定](#)」をご覧ください。

以 上